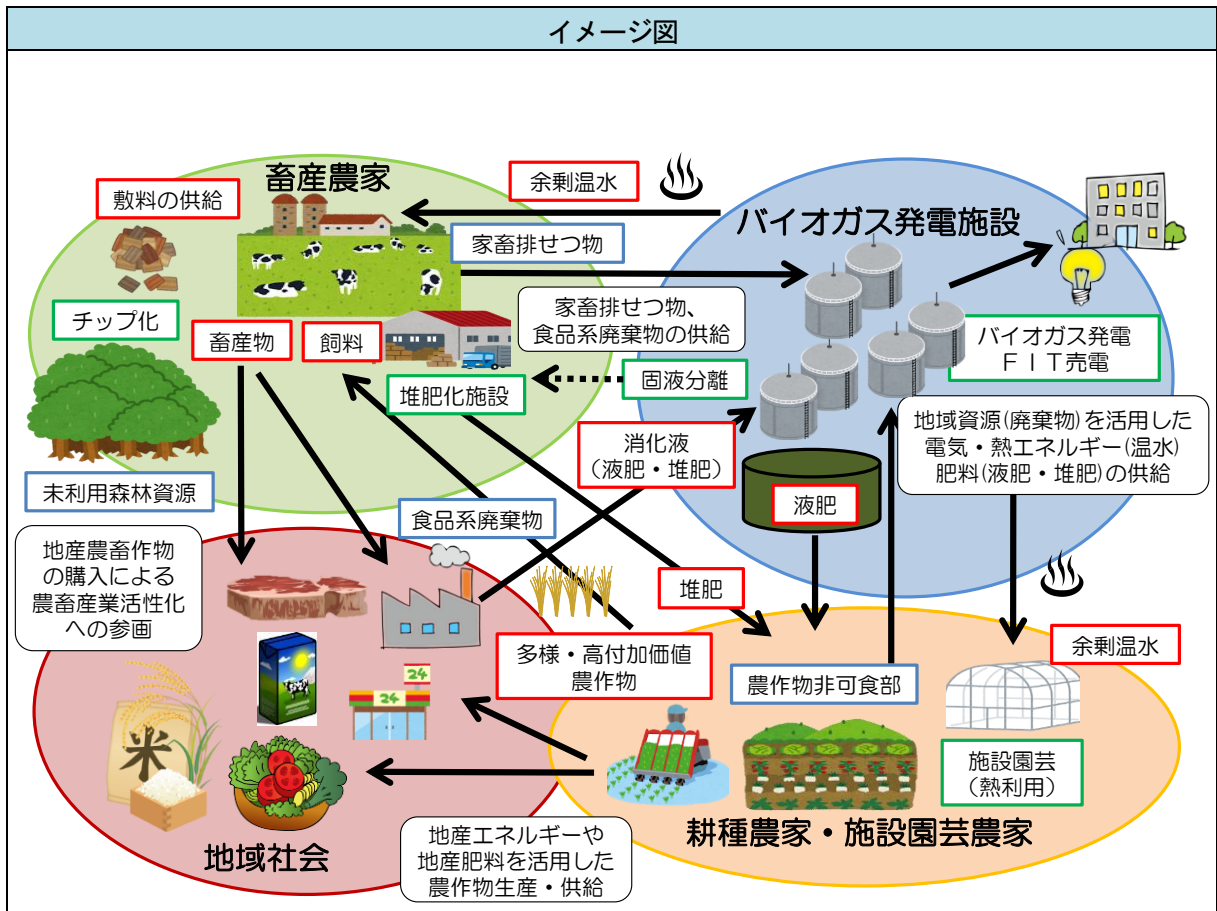


原料調達計画	(1) 中小規模畜産農家 ・複数の畜産農家の連携により集約した活用を行う。	
	(2) 大規模畜産農家 ・個別に活用することを基本とし、災害や設備故障等の非常時には小規模畜産農家からも受入・調達、及び、中小規模畜産農家による集約施設に供給することも検討する。	
施設整備計画	・臭気対策に配慮した原料収集運搬設備（バキュームカー、収集ボックスなど） ・バイオガス発電・熱利用プラント （原料受入れ、前処理、発酵槽、ガスホルダ、脱硫、発電、脱臭など） ・液肥貯留・利用設備（液肥散布車など）	
製品・エネルギー利用計画	・バイオガスは発電および熱利用を行う。 ・電気は、施設内利用を行い、余剰分は売電または蓄電利用する。 ・熱は、施設内で利用する温水製造や暖房等に活用する。 ・固形分は堆肥化し、既存の堆肥利用や液肥の利用と合わせて、地域内の耕種農家等での利用を推進する。	
事業費	事業化計画策定時に検討	
年度別実施計画	平成 29 年度	・発電事業者、原料供給者（畜産農家、酪農組合）、液肥利用者（畜産農家、耕種農家）等の地域内関係者による連携協議、協定・契約締結、等 ・事業実施場所の検討、協議、決定 ・経済産業省の設備認定取得 ・東京電力（株）と系統連系協議 ・事業化計画、実施設計
	平成 30～31 年度	・施設建設着手
	平成 31～32 年度	・施設建設・完成 ・運転開始
	5 年以内に具体化する取組	・事業化検討 ・実施計画
	10 年以内に具体化する取組	・補助金の活用による施設整備 ・施設運転、電気・熱・液肥の利用開始 ・取組の地域内への拡大 ・地域内の食品系廃棄物（食品加工残さ、事業系生ごみ等）の混合利用
事業収支計画	事業化計画策定時に検討	
効果と課題		
効果	・有機質肥料（液肥、堆肥）の活用による耕畜連携の推進 ・農作物の高付加価値化 ・畜産農家における環境改善（臭気低減） ・地域材を原料とした敷料の利用（畜産資材の地産地消）	
課題	・原料の安定調達と液肥利用に関する事業主体と地域内関係者の連携、合意調整 ・事業用地の確保 ・資金調達 ・市内の生ごみや事業系食品廃棄物の分別と家畜排せつ物との混合バイオガス化に対する原料提供の検討（市、市民、食品関連事業者）	

イメージ図



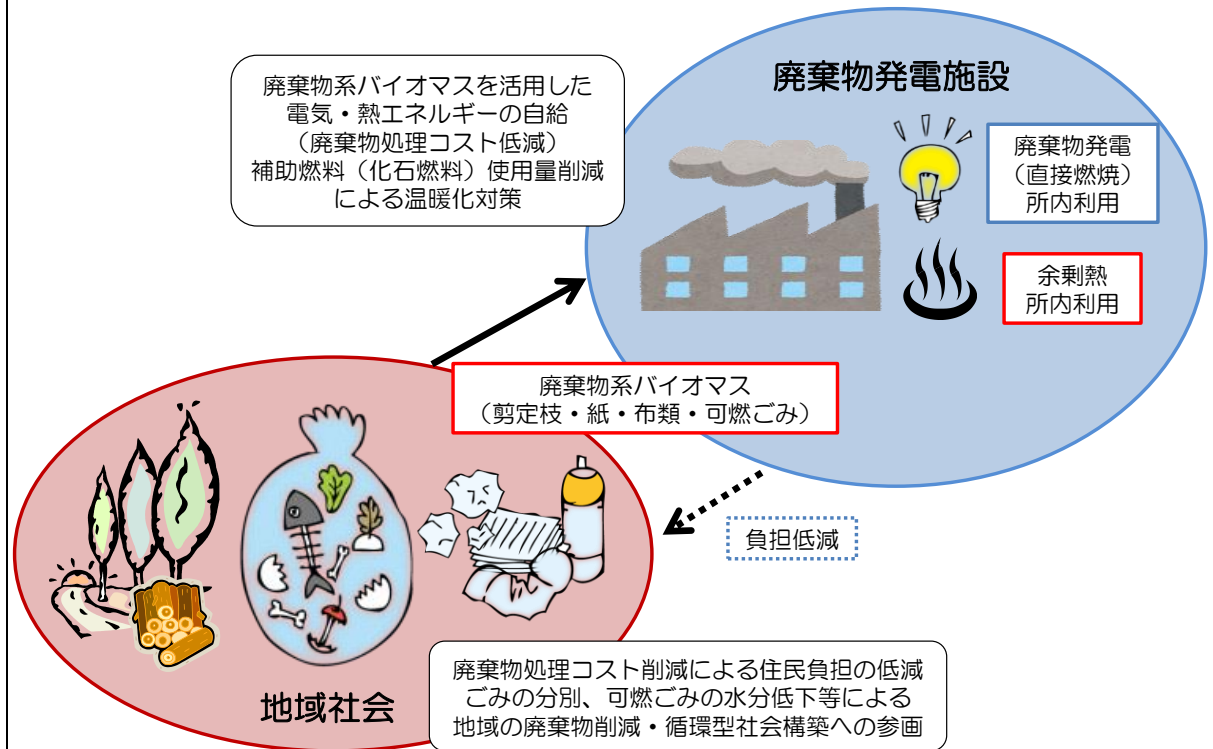
4.4 廃棄物発電プロジェクト

本市の一般廃棄物（可燃ごみ）は、1市1町（大田原市、那須町）による広域クリーンセンター大田原（平成15年4月稼働開始）で処理されていますが、施設の延命化工事に伴って廃棄物発電を導入することにより、廃棄物エネルギー（電気・熱）の有効活用と廃棄物処理コスト削減を図ります。

表 廃棄物発電プロジェクト

プロジェクト概要		
事業概要	広域連携により処理している一般廃棄物を活用した発電・熱利用 廃棄物処理施設の延命化	
事業主体	那須地区広域行政事務組合（広域クリーンセンター大田原）	
計画区域	2 市町（大田原市、那須町）	
原料調達計画	事業計画に基づいて収集（既存の可燃ごみ収集）	
施設整備計画	廃棄物発電設備	
製品・エネルギー 利用計画	電気は施設内利用（または売電） 熱は施設内利用	
事業費	平成 29 年度に策定する長寿命化計画において検討	
年度別実施計画	平成 28 年度	地域計画策定
	平成 29 年度	長寿命化計画策定 （環境省交付金（循環型社会形成推進交付金）を活用）
	平成 30 年度	基本設計（発注仕様策定）
	平成 31 年度～	延命化工事、発電設備導入
	5 年以内に 具体化する取組	延命化工事に伴う廃棄物発電施設整備 発電・熱利用開始
	10 年以内に 具体化する取組	市内の生ごみの分別と他のバイオマス（家畜排せつ物等）と の混合バイオガス化に対する原料提供の検討（市、市民、バ イオガス化事業者）
事業収支計画	平成 29 年度に策定する長寿命化計画において検討	
効果と課題		
効果	廃棄物をエネルギーとして効率的に利用することによる施設の維持管理費削減 廃棄物処理コストの削減に伴う住民負担の低減 生ごみを分別・利用することによる焼却施設の効率的利用・延命化	
課題	安定した発電とエネルギー（電気、熱）利用 特に熱の有効利用 生ごみの分別	

イメージ図



4.5 地域材高度利用プロジェクト

本市の木材利用状況は、4.2 項「地域材エネルギー利用プロジェクト」で述べたように、原木取扱量の 95%以上が間伐材由来であるとともにその利用量は頭打ちの状況です。

市外の木質バイオマス発電施設におけるエネルギー利用や、市内における熱電併給事業への利用の検討は進められていますが、これら地産地消エネルギーへの利用と合わせて、木材本来の活用方法として、ブランド材である八溝材の需要拡大を図りつつ、コストや搬出等の課題からこれまで十分に利用されなかった地域材（主伐材）を原料とするＣＬＴ（直交集成板）やＬＶＬ（単板積層材）の製造と市内の公共建築や民間建築への利用、ＣＮＦ（セルロースナノファイバー）としての利用等、地域材の高度利用の検討を行います。

このため、市森林組合や市内の林業者等との連携により、林道や作業道の整備、高性能林業機械の導入等によって、エネルギー利用原料と合わせた搬出・運搬コスト低減の検討を行うとともに、市内外の製材事業者や建築事業者との連携により、市内にＣＬＴ製造を含む総合的な木材利用工場を整備し、地域材によるＣＬＴの製造・利用を推進します。

表 地域材高度利用プロジェクト

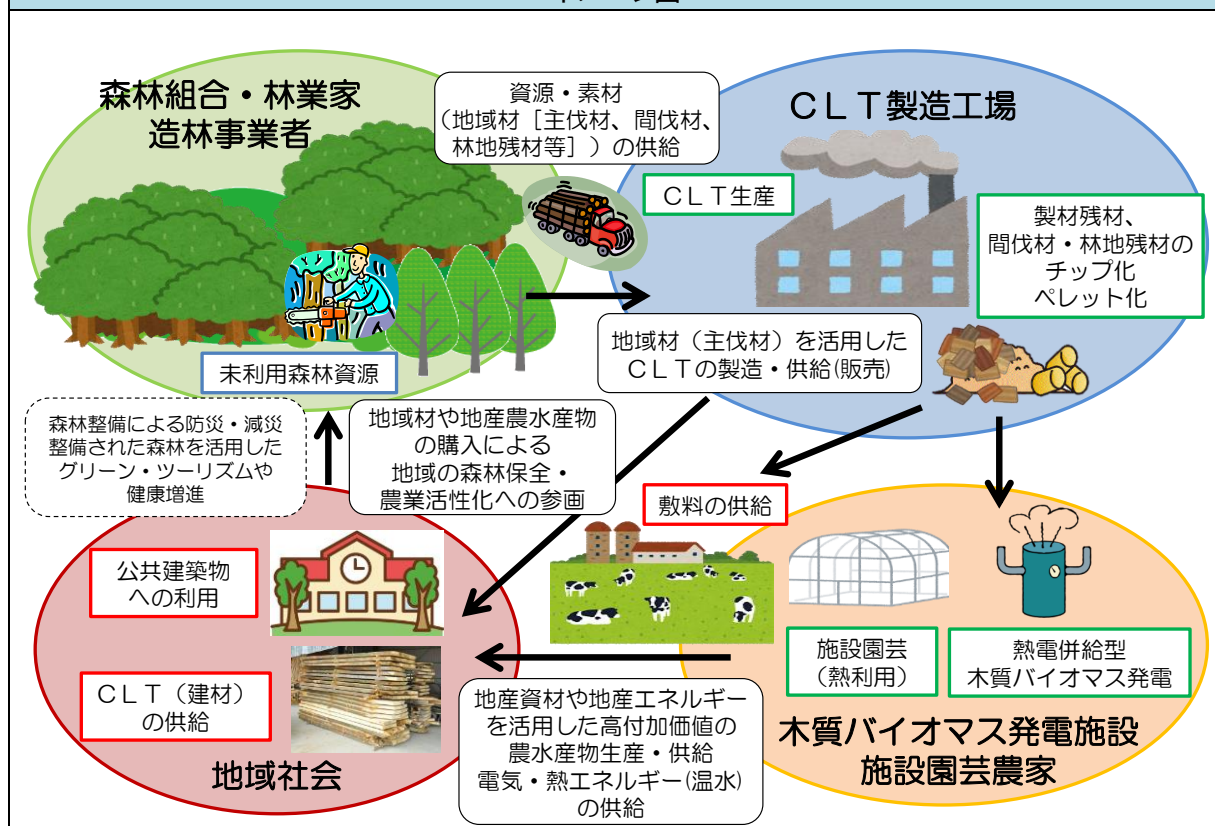
プロジェクト概要	
事業概要	・地域材（主伐材）を原料としたＣＬＴ（直交集成板）やＬＶＬ（単板積層材）の製造と公共建築等への利用による林業活性化 ・主伐材と合わせて間伐材や林地残材を効率的に搬出し、ＣＬＴ製造工場等で製材端材と合わせてエネルギー利用向けのチップやペレットを効率的に生産
事業主体	民間事業者
計画区域	大田原市
原料調達計画	地域材を市森林組合等から調達
施設整備計画	・高性能林業機械 ・ＣＬＴ製造工場（ＬＶＬや燃料用チップ等も製造する総合木材利用施設） ・製材端材（間伐材、林地残材）のチップ化またはペレット化設備
製品・エネルギー利用計画	・市内へのＣＬＴ製造工場整備に先立ち、県外の既存ＣＬＴ工場に地域材を供給してＣＬＴを製造し、2020 東京オリンピック・パラリンピックに関する建築物に地域材由来のＣＬＴを供給 ・市内公共建築へのＣＬＴの利用 ・市内外の公共建築や民間建築へのＣＬＴの販売・利用 ・製材端材（間伐材、林地残材）を原料としたチップまたはペレットは、熱電併給型木質バイオマス発電、ボイラー（施設園芸、水産物養殖）、ストーブ（公共施設、家庭用）、畜産農家の敷料等で利用
事業費	事業化計画策定時に検討

年度別実施計画	平成 29 年度	・ C L T 製造事業に関する情報収集、調査 ・ 事業候補者の調査、選定
	5 年以内に 具体化する取組	・ 既存 C L T 工場（県外）への地域材供給と C L T 製造、並びに 2020 東京オリンピック・パラリンピックに関する建築物への地域材由来の C L T 供給 ・ 市内における C L T 製造工場建設 ・ C L T 設備運転、製造開始 ・ C L T を利用した公共施設の建築
	10 年以内に 具体化する取組	・ 民間建築への利用拡大 ・ 市外への販売拡大 ・ C N F（セルロースナノファイバー）としての利用検討
事業収支計画	事業化計画策定時に検討	

効果と課題

効果	・ 地域材の有効活用 ・ 地域材の高度利用による高付加価値化 ・ 林業の活性化 ・ 製材端材を活用したエネルギー利用（地産池消）
課題	・ C L T 製造事業者の確保 ・ C L T の用途や利用先（販売先）の拡大 ・ 低コスト化

イメージ図



4.6 その他のバイオマス活用プロジェクト

4.6.1 既存事業の推進

本市では、資源循環型社会の構築を目指し、これまでも家畜排せつ物の堆肥化による農業利用やバイオディーゼル燃料の利用等に取り組んでいます。

これらの取組については、継続して推進するとともに、新しい取組との整合・調整を図りながら、引き続き地域内循環の形成について検討を進めます。

- ・堆肥の有効活用と農業の高付加価値化（堆肥マップの作成など）
- ・汚泥（し尿、下水）燃焼熱の有効利用
- ・廃食用油の回収とバイオディーゼル燃料利用推進

4.7 バイオマスを含む再生可能エネルギー

本市では、平成 26 年 2 月に「大田原市新エネルギービジョン」を策定し、豊かな自然環境と生活に便利な住みよい社会環境をこれからも維持し、地域の魅力を高め、活気ある産業を生み出すことによる持続可能な地域づくりを進めることを目的として、新エネルギーの導入を推進しています。

具体的には、小規模分散型の設備を優先的に導入することとし、エネルギー地産地消の取組が一般家庭、企業の事業所、農林業の作業所、公共施設など様々な場所に広く普及した地域の実現を目指します。

また、国、県、他の自治体、民間企業や大学等研究機関と積極的に連携することで様々な取組を地域内で展開し、市民や市内事業者が自らの取組に合った新エネルギーを選択して導入することができる環境を整えていきます。

本市の再生可能エネルギーの賦存量・利用可能量を下表に示します。

項 目	単位	賦存量	利用可能量
バイオマス	GJ/年	1,954,417	905,266
太陽光発電	MWh/年	444,633,072	300,923
太陽熱利用	GJ/年	1,600,679,059	805,071
小水力発電	MWh/年	403	403
風力発電	MWh/年	947,888	423
温度差エネルギー	GJ/年	20,053,564	10,581,223
雪氷熱	GJ/年	7,155,600	0

出典：大田原市新エネルギービジョン（平成 26 年 2 月）

5 地域波及効果

本市においてバイオマス産業都市構想を推進することにより、計画期間内（平成 38 年度までの 10 年間）に、次のような市内外への波及効果が期待できます。

5.1 経済波及効果

本構想における 4 つの事業化プロジェクトを実施した場合に想定される事業費がすべて地域内で需要されると仮定して、栃木県産業連関表（平成 23 年、103 部門）を活用して試算した結果、計画期間内（平成 38 年度までの 10 年間）に以下の経済波及効果が期待できます。

表 栃木県産業連関表を活用した経済波及効果（単位：億円）

県内最終需要増加額		268	
項 目	生産誘発額	粗付加価値誘発額	雇用者所得誘発額
直接効果	268.4	112.2	48.6
1 次生産誘発効果	94.6	46.6	25.0
2 次生産誘発効果	33.2	22.2	8.3
総合効果	396.2	181.0	81.9

※ 直接効果：需要の増加によって新たな生産活動が発生し、このうち県内の生産活動に影響を及ぼす額（＝県内最終需要増加額）

※ 第 1 次間接波及効果（1 次効果）：直接効果が波及することにより、生産活動に必要な財・サービスが各産業から調達され、これらの財・サービスの生産に必要な原材料等の生産が次々に誘発されることによる生産誘発額

※ 第 2 次間接波及効果（2 次効果）：生産活動（直接効果及び 1 次間接波及効果）によって雇用者所得が誘発されることにより、さらにその一部が消費に回ることによって生産が誘発されることによる生産誘発額

※ 総合効果：直接効果、1 次間接波及効果及び 2 次間接波及効果の合計

5.2 新規雇用創出効果

本構想における4つの事業化プロジェクトの実施により、原料の収集運搬、施設の運転管理等について、以下の新規雇用者数の増加が期待できます。

表 新規雇用者数

事業化プロジェクト	新規雇用者数
地域材エネルギー利用プロジェクト	31
家畜排せつ物バイogas化プロジェクト	3
廃棄物発電プロジェクト	0
地域材高度利用プロジェクト	60
合 計	94

5.3 その他の波及効果

バイオマス産業都市構想を推進することにより、経済波及効果や新規雇用創出効果の他、以下の様々な地域波及効果が期待できます。

表 期待される地域波及効果（定量的効果）

期待される効果	指 標	定量効果
地球温暖化防止 低炭素社会の構築	・ バイオマスのエネルギー利用 による化石燃料代替量	電気：32,352 MWh/年 熱：28,047 GJ/年
	・ バイオマスのエネルギー利用 による化石燃料代替費 (電力及び灯油換算)	6 億円/年
	・ 温室効果ガス(CO ₂) 排出削減量	17,700 t-CO ₂ /年
リサイクルシステムの 確立	・ エネルギーの地産地消率 ＝生産されたエネルギーの市内での 消費量／市内で消費される再生可 能エネルギーの量	熱換算：20.9 %
廃棄物の減量	・ 産業廃棄物処理量の削減量	50 t/年
エネルギーの創出	・ 地域エネルギー自給率 ＝バイオマスによるエネルギー供給 量／市内エネルギー消費量（平成 26 年度）	電気：5 % 熱：0.45 %
防災・減災の対策	・ 災害時の燃料供給量	チップ生産量：60,000 t/年
森林の保全 里地里山の再生 生物多様性の確保	・ 林地残材の利用量、販売量等	間伐量：14,668 t/年 間伐材搬出量：20,468 t/年 (林地残材を含む) 原木販売価格：約 6 億円/年 チップ販売価格：約 3 億円/年

また、下表に示すような定量指標例によっても、様々な地域波及効果を発揮することが期待できます。

表 期待される地域波及効果（定量指標例）

期待される効果	定量指標例
森林の保全 里地里山の再生	・ 森林整備率 ＝間伐材利用等により保全された森林面積／保全対象となる森林面積
流入人口増加による 経済効果の創出	・ バイオマス活用施設への市町村外からの視察・観光者数、消費額
各主体の協働	・ 環境活動等の普及啓発 ＝バイオマス活用推進に関する広報、アンケート、イベント（セミナー、シンポジウム等）の実施回数、参画人数 ・ 市町村民の環境意識向上 ＝バイオマス活用推進に関するアンケート、イベント（セミナー、シンポジウム等）への参画人数 ＝資源ごみ等の回収量 ・ 環境教育 ＝バイオマス活用施設の視察・見学、環境教育関連イベント等の開催回数、参加人数

6 実施体制

6.1 構想の推進体制

本構想策定に先立ち、平成 27 年度に「大田原市バイオマス活用庁内検討委員会」を設置して本市におけるバイオマス活用の検討を行い、平成 28 年 5 月に推進計画を策定しました。本構想は、推進計画に基づいて具体的なバイオマス活用事業を実現していくものであり、推進計画の実施体制に準じて推進します。

具体的には、下図に示すように、本構想の策定に当たって設置した、広く行政、関係諸団体、有識者、市民代表等から構成される「バイオマス産業都市構想策定委員会」より移行する、「大田原市バイオマス活用推進協議会（仮称）」（以下、「推進協議会」という。）を中核機関として方針のとりまとめや決定、各種調整、進捗管理等を行います。

専門的な知識を必要とする具体的なバイオマス活用事業については、農家や林業家等を含む事業関係者に関連団体や専門家等を加えて構成される「専門部会」を推進協議会内に設置し、具体的な事業化計画の検討・策定を行います。

専門部会が策定した事業化計画は推進協議会に提案され、まちづくりの総合的な見地を含めた観点により協議・最終決定を受けた上で、地域内の関係者と連携して実行します。

また、構想の推進に当たっては、市の広報やホームページ等を通じて情報発信により広く市民に周知するとともに、必要に応じてパブリックコメント等を行うことにより、市民や民間事業者からの意見も積極的に取り入れることとします。

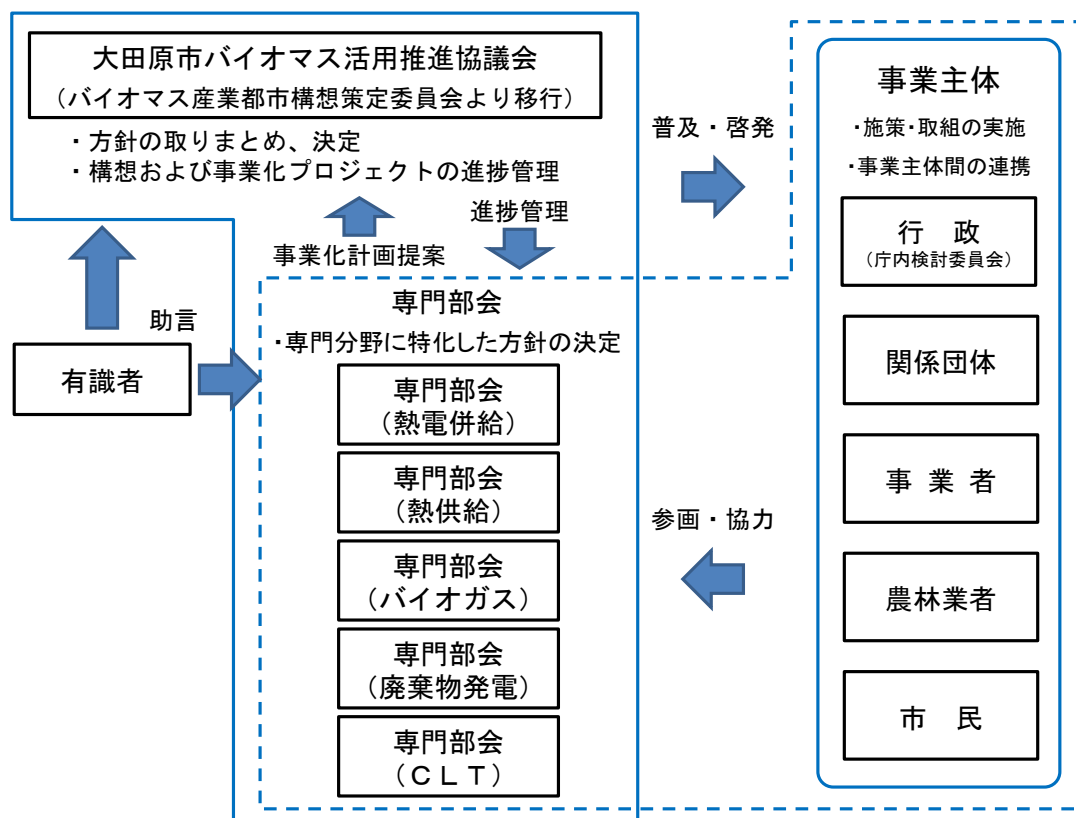


図 構想の推進体制

6.2 検討状況

本構想の策定に当たっては、「大田原市バイオマス産業都市構想策定委員会」を設置して検討を行いました。

これまでの検討状況を下表に示します。

表 バイオマス産業都市構想策定に向けた検討状況

年	月日	プロセス	内 容
平成27年	9月	大田原市議会	・ 一般質問に対して、市長がバイオマス産業都市構想の策定実施を答弁
	11月	バイオマス活用アドバイザー養成研修（現地研修）の受入	・ 研修生によるバイオマス活用推進計画（案）策定
平成28年	1月26日 3月17日	大田原市バイオマス活用庁内検討委員会を設置	・ バイオマス活用推進計画の検討、策定
	5月13日	大田原市バイオマス活用推進計画を策定、公表	
	5月24日	国庫補助事業「平成28年度地域バイオマス産業化支援事業」の承認	・ バイオマス産業都市構想策定開始
	10月31日	第1回大田原市バイオマス産業都市構想策定委員会	・ 大田原市バイオマス産業都市構想策定委員会の設置 ・ これまでの取組について ・ バイオマス、バイオマス産業都市構想について ・ 工程について
	12月14日	第2回大田原市バイオマス産業都市構想策定委員会	・ 現地調査ヒアリング結果について ・ 構想策定基本方針及び事業化プロジェクトについて
平成29年	1月31日	第3回大田原市バイオマス産業都市構想策定委員会	・ バイオマス産業都市構想（案）について
	2月6日 ～28日	パブリックコメント	・ バイオマス産業都市構想（案）に対する意見徴収
	3月15日	第4回大田原市バイオマス産業都市構想策定委員会	・ パブリックコメントに対する意見徴収結果の報告 ・ バイオマス産業都市構想（案）の承認

7 フォローアップの方法

7.1 取組工程

本構想の期間は下図に示すように平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とし、総合的な街づくり計画である大田原市総合計画をはじめ、大田原市新エネルギービジョン、大田原市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）等との整合を図りながら事業可能性の検証を実施し、確実に段階的に取り組みます。

また、社会情勢等も考慮しながら、進捗状況や取組による効果等を確認・把握し、必要に応じて変更や修正等を行い、最適化を図ります。また、原則として、5 年後の平成 33 年度を目途に中間評価を行い、構想の見直しを行います。

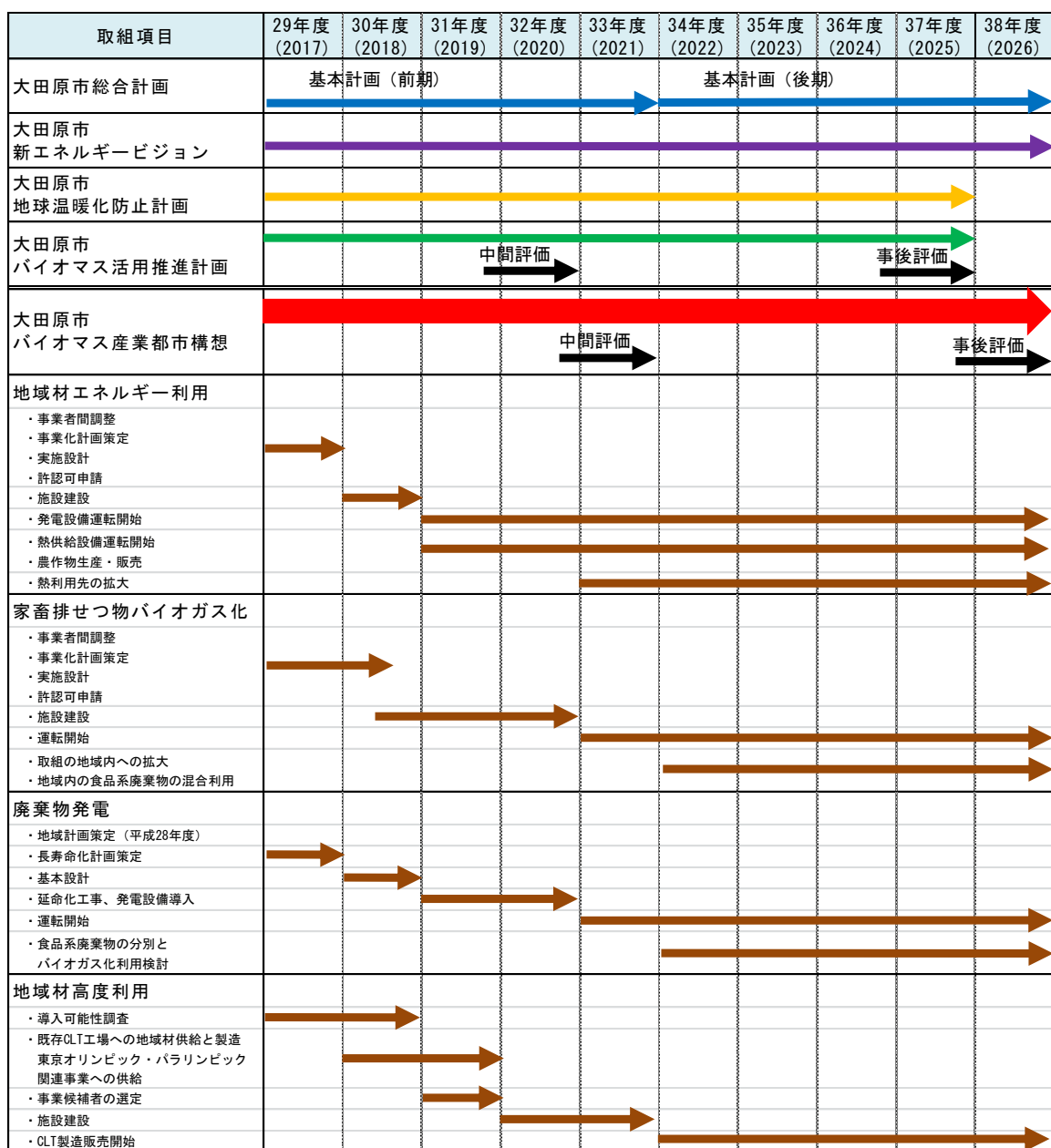


図 本構想の取組工程

7.2 進捗管理の指標例

本構想の進捗状況の管理指標例を、プロジェクトごとに次表に示します。

表 進捗管理の指標例

施 策		進捗管理の指標
全 体		<バイオマスの利用状況> ・各バイオマスの利用量及び利用率と目標達成率 ・エネルギー（電気・熱）生産量、地域内利用量（地産地消率） ・目標達成率が低い場合はその原因 ・バイオマス活用施設におけるトラブルの発生状況 ・廃棄物処理量（可燃ごみ量、ごみ質、組合負担金等） ・これらの改善策、等 <バイオマス活用施設整備の場合> ・計画、設計、地元説明、工事等の工程通りに進んでいるか ・遅れている場合はその原因や対策、等
1	地域材エネルギー利用プロジェクト	・間伐面積及び間伐材積 ・間伐材や林地残材の搬出量、素材等利用量（販売量）、地域内利用量（地産地消率） ・固形燃料（チップ・ペレット等）化施設における原料受入量 ・固形燃料（チップ・ペレット等）の生産量、供給量（販売量）、地域内利用量（地産地消率） ・熱電併給型発電施設における発電量、熱利用量、売電量、熱供給量 ・施設園芸や養殖における熱利用量
2	家畜排せつ物バイオガス化プロジェクト	・家畜排せつ物や食品系廃棄物（生ごみ）の収集量 ・バイオガス化施設における原料受入量 ・バイオガス生産量、発電・売電量、熱利用量、熱供給量 ・地域内利用量（地産地消率）
3	廃棄物発電プロジェクト	・廃棄物系バイオマス（生ごみ、紙ごみ等）収集量 ・廃棄物発電施設における原料受入量 ・バイオガス生産量、発電・売電量、熱利用量、熱供給量 ・地域内利用量（地産地消率）
4	地域材高度利用プロジェクト	・間伐面積及び間伐材積 ・間伐材や林地残材の搬出量、素材等利用量（販売量）、地域内利用量（地産地消率） ・CLT工場における原料受入量 ・CLTの生産量、供給量（販売量）、地域内利用量（地産地消率） ・固形燃料（チップ・ペレット等）の生産量、供給量（販売量）、地域内利用量（地産地消率）

7.3 効果の検証

7.3.1 取組効果の客観的検証

本構想における各事業化プロジェクトの進捗管理および取組効果の検証は、各プロジェクトの実行計画に基づいて事業者が主体となって各専門部会が実施し、推進協議会に報告します。

報告を受けた推進協議会は、必要に応じて各プロジェクトの調整、修正を実施し、専門部会に助言します。

また、5 年後および 10 年後には、推進協議会内に監査組織を設置し、下記に挙げる客観的な検証項目に基づいて後述する中間評価ならびに事後評価を実施します。

●中間評価ならびに事後評価における客観的検証項目

- ① 評価時点での施策方針の確認、方針変更による影響の検証
- ② 技術革新による新たな実用化技術の確認、導入可能性の検討
- ③ 社会情勢や環境の変化によって生じる関係計画との整合性の確認

事業者や専門部会による進捗管理や、推進協議会による中間・事後評価における本構想の実効性は、PDCA サイクルに基づく環境マネジメントシステムの手法を用いて継続して実施することにより効果の検証と課題への対策を行い高めていきます。また効果の検証結果を踏まえ、必要に応じて構想の見直しを行います。

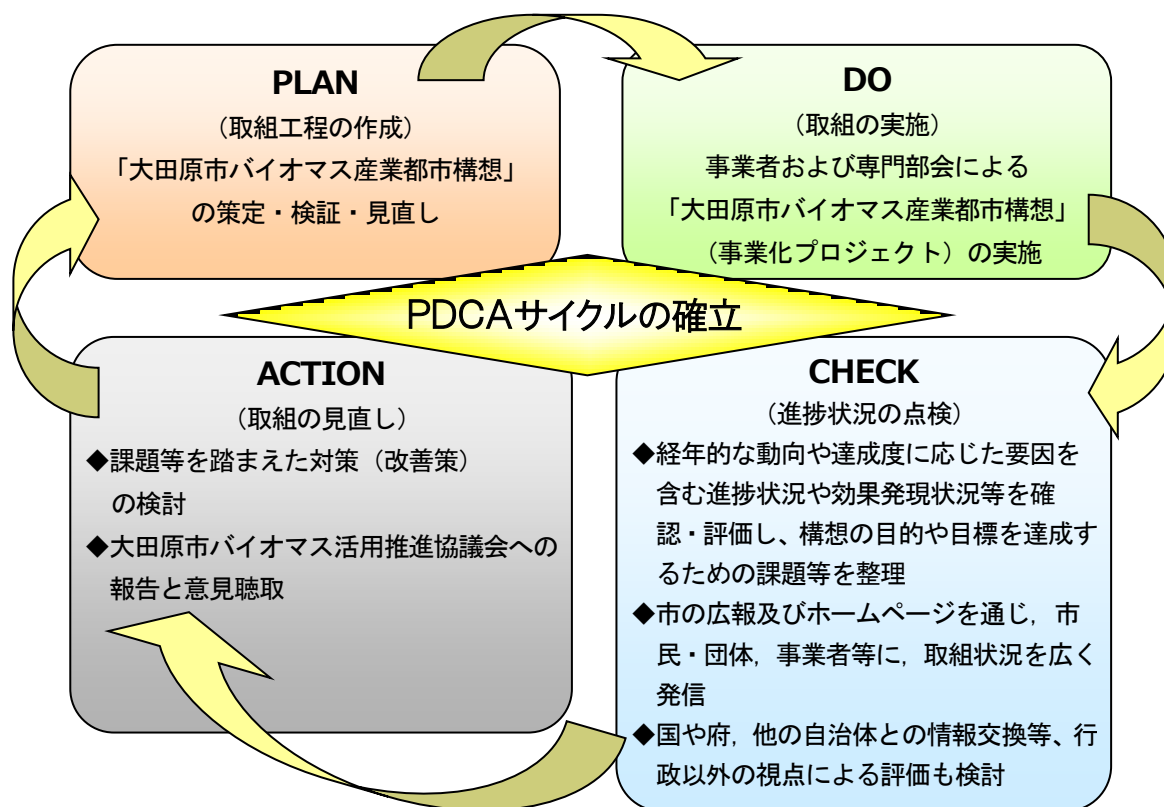


図 PDCA サイクルによる進捗管理及び取組効果の検証

7.3.2 中間評価と事後評価

(1) 中間評価

計画期間の中間年となる平成 33 年度を目途に実施します。

具体的には、構想の策定から 5 年間が経過した時点で、専門部会が中心となってバイオマスの利用量・利用率及び具体的な取組内容の経年的な動向や進捗状況を把握して推進協議会に報告し、必要に応じて目標や取組内容を見直す「中間評価」を行います。

1) バイオマスの種類別利用状況

2.1 項の表で整理したバイオマスの種類ごとに、バイオマス活用施設における利用状況、廃棄物処理施設の受入量実績値、事業者への聞き取り調査、各種統計資料等を利用して、中間評価時点での賦存量、利用量、利用率を調査・整理します。

なお、できる限り全ての数値を毎年更新するように努めるとともに、把握方法についても継続的に検証し、より正確な数値の把握、検証に努めます。

2) 取組の進捗状況

7.1 項の取組工程に基づいて、取組の成果や課題点等の進捗状況を検証・確認して推進協議会に報告します。

利用量が少ない、進捗が遅れている等の場合は、原因や課題を整理します。

3) 構想見直しの必要性

バイオマスの種類別利用状況や進捗状況の確認で抽出・報告された原因や課題に基づいて、必要に応じて目標や取組内容を見直します。

①課題への対応

各取組における課題への対応方針を整理します。

②構想見直しの必要性

①の結果を基に、大田原市バイオマス産業都市構想や各施策（プロジェクト）の実行計画の見直しの必要性について検討します。

4) 構想の実行

目標や構想を見直した場合を含めて、その達成に向けた取組について専門部会や事業者に対して指示・助言等を実施します。

指示・助言を受けた専門部会および事業者は、取組の修正を行いながら目標達成に向けて事業を実行・推進します。

(2) 事後評価

計画期間が終了する平成 38 年度を目途に、中間評価と同様に計画期間終了時点における「バイオマスの種類別利用状況（賦存量、利用量、利用率等）」「取組の進捗状況」に加えて、指標に基づいた本構想の取組効果の評価を実施します。

1) 評価指標の設定と効果の検証

専門部会が中心となって、バイオマスの利用量・利用率以外に、温室効果ガス排出削減量等の本市の取組の効果を評価・検証する指標により効果を測定し、推進協議会に報告します。

評価指標は 7.2 項の例を参考にして設定します。

2) 改善措置等の必要性検討

報告を受けた推進協議会は、進捗状況の確認や評価指標による効果測定等により抽出された各取組の原因や課題について、改善措置等の必要性を検討・整理します。

3) 総合評価

計画期間全体の達成状況について総合評価を行います。

前項で検討・整理した改善措置等の必要性や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間終了後の目標達成の見通しについて検討・整理します。また、次期計画の策定に向けた課題の整理、新技術の導入計画等についても視野に入れた総合評価とします。

8 他の地域計画との有機的連携

本構想は、総合的な街づくり計画である大田原市総合計画を最上位計画として、大田原市新エネルギービジョン、大田原市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）等の個別の計画や、「栃木県における再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組について（平成28年9月、栃木県地球温暖化対策課）」等の県における種々の計画等との連携・整合を図りながら、バイオマス産業都市の実現を目指します。

このほか、必要に応じて、周辺自治体や県外等を含む関係機関における構想・計画・取組等とも連携を図りながら推進します。

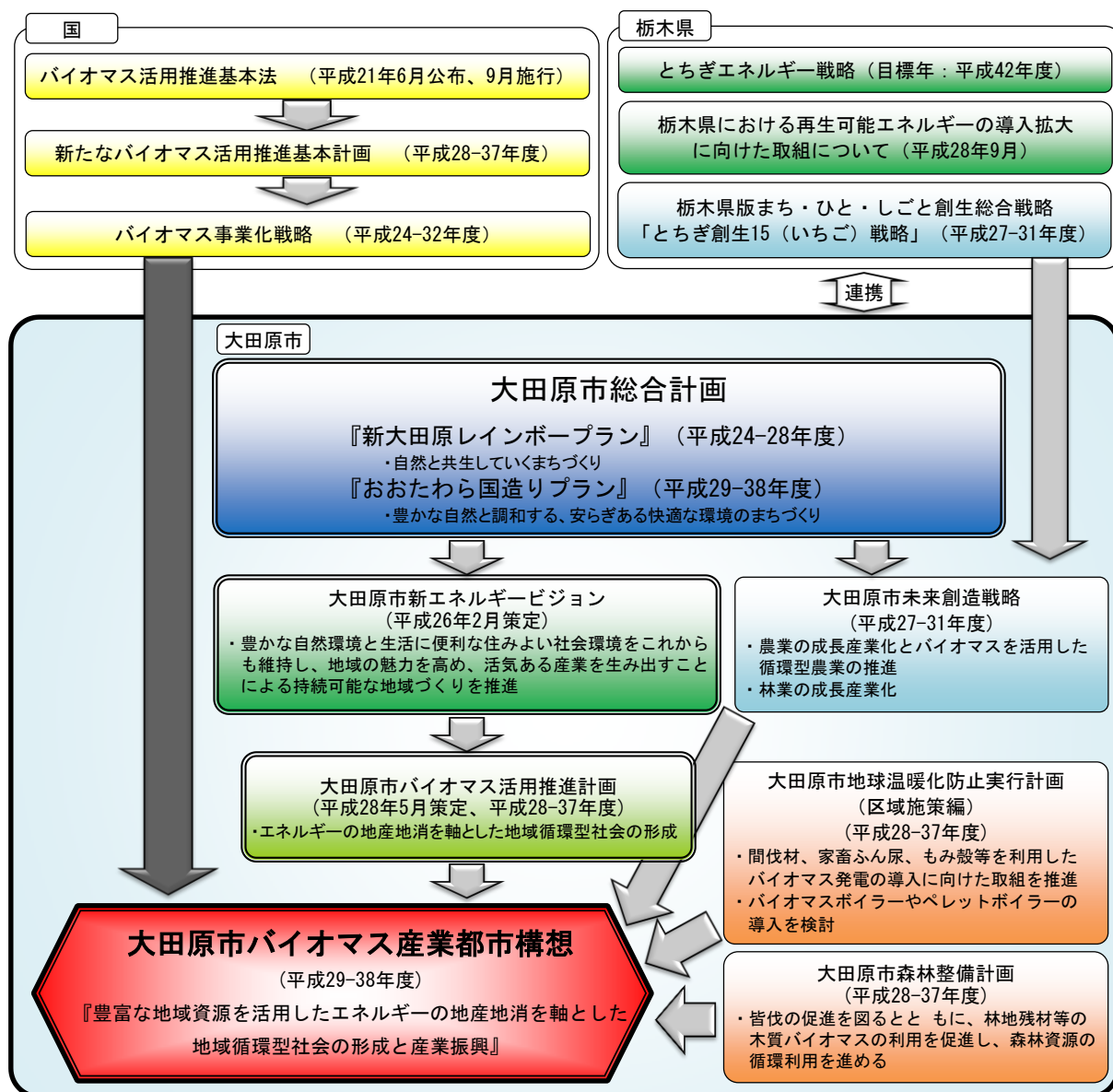


図 大田原市バイオマス産業都市構想の位置付け